

日本高専学会規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は日本高専学会（以下本会と呼ぶ）という。

(事務局)

第2条

本会の事務局，および事務局に関する必要な事項は別に定める。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条

本会は，高等専門学校における教育と研究の充実を図り，学術および文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本会は，前条の目的を達成するために，次の事業をおこなう。

1. 教育および研究に関する調査・研究
2. 会誌・論文誌刊行
3. 講演会，研究会の開催
4. 関係官庁および諸団体との連絡
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条

本会の会員は，次の通りとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同する個人
2. シニア会員 正会員に準ずる定年退職者
3. 学生会員 本会の目的に賛同する学生
4. 賛助会員 本会の事業に賛同する団体

第6条

本会の会員になろうとするものは規定の申し込みをして，理事会の承認を得なければならない。

第7条

第5条の会員は別に定めるところの会費を納めなければならない。

2

既に納付した会費は，これを返還しない。

第8条

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 死亡
2. 退会
3. 会費滞納（会費滞納2年以上の者）
4. 除名

2

前項の除名は、会員としての義務に違反し、または本会の体面を傷つけた者に対し、理事会の議決によって行う。

第4章 役員

（役員の種類）

第9条

本会に次の役員を置く。

1. 理事 若干名（うち会長1名、副会長2名以内、
事務局長1名）
2. 監事 2名

2

上記の役員その他、理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

（役員を選出）

第10条

会長、理事（会長を除く）および監事は、別に定める方法により、正会員による投票によって正会員から選出する。

2

理事の定数は、選出毎に理事会で定める。

3

副会長および事務局長は、理事の互選で定め、総会の承認を得る。

（役員の仕事）

第11条

会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3

事務局長は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4

理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

5

監事は、業務および財産の状況を監査する。

6

顧問は、会長からの要請により、会長に助言する。

(役員任期および欠員補充)

第12条

役員任期は、総会終了後から翌々年の総会終了までとする。ただし再選は妨げない。

2

役員が欠員となったときは、次の総会で補充することができる。

3

途中で就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

4

役員は任期満了後でも、後任者が決定するまでは、その任務を継続する。

第5章 会議

第13条

会議は、総会および理事会とする。

第14条

総会は、正会員をもって構成する。

2

総会は、年1回会長が召集する。

3

臨時総会は、次の場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めたとき
2. 正会員の20分の1以上の者が連名で、議題と理由を示して要求したとき

4

総会の開催場所および日時は、理事会で決定するものとする。

5

総会の召集は、議題と理由を書面等で示し、少なくとも15日以前に会員に通知しなければならない。

第15条

総会においては、前条第4項によってあらかじめ通知した議題について決議する。但し、出席者の3分の2以上の同意があるときはこの限りでない。

第16条

次の事項は、総会の承認を必要とする。

1. 事業計画(案)、事業報告
2. 予算および決算報告
3. 副会長および事務局長の選任
4. 規約の改廃
5. その他の重要な事項

(総会の議長)

第17条

総会の議長は、会長が務める。

(総会の定足数)

第18条

総会は、その構成資格をもつ会員の10分の1以上の出席で成立する。

(理事会)

第19条

理事会は会長が召集し、会長は議長を務める。

2

理事会は理事現在数の3分の2の出席で成立する。

3

緊急の場合、会長は理事に書面等で意見を求め、理事会に代えることができる。

(議事の決定)

第20条

すべての会議の議事は、出席者の過半数でこれを決定し可否同数のときは議長の決定するところによる。

(表決権の委任)

第21条

すべての会議において、構成員が出席できない場合でも、書面でもって自分の意志を表明するか、または議長に議決権を委任したときは、その会議に出席したものとみなす。

第6章 地方支部および専門部会

第22条

本会は地方支部を設けることができる。

2

地方支部に関する規定は、別にこれを定める。

第23条

本会の事業遂行上、必要に応じ専門部会を設けることができる。

2

専門部会に関する規定は、別にこれを定める。

第7章 研究所および研究会

第24条

本会は第4条1項の事業を行うため研究所と研究会を設けることができる。

2

研究所の設置は理事会の議を経て総会の承認により行い、必要に応じて活動経費を認める。

3

研究会の設置は理事会の承認により行い、活動経費の措置は行わない。

4

研究所および研究会に関する規定は、別にこれを定める。

5

研究所は、その使命が終了したとその代表者または理事会が判断した場合は、その旨を会長へ申出し、総会の承認により解散することができる。

6

研究会は、その使命が終了したとその代表者または理事会が判断した場合は、その旨を会長へ申出し、理事会の承認により解散することができる。

第8章 資産および会計

第25条

本会の資産は次の各号からなる。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 会員の会費
3. 寄付金および補助金
4. 事業収入
5. 所有財産から生ずる収入
6. その他の収入

(会計年度)

第26条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(予算)

第27条

予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得る。

2

予算の変更、予算外支出および財産管理の変更で、急を要する場合は、理事会の決議でこれを行うことができる。

(決算)

第28条

決算は、会計年度終了後、財産目録・事業報告書とともに、監事の承認を経て総会に報告しなければならない。

第9章 規約の変更ならびに解散

第29条

この規約の変更は、理事現在数の3分の2以上および総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第30条

本会の解散は、前条と同じ手続きを必要とする。

付則

第31条

この規約は、平成8年8月1日からこれを施行する。

2

この規約は、平成9年8月1日からこれを施行する。

3

この規約は、平成11年8月1日からこれを施行する。

4

この規約は、平成12年8月1日からこれを施行する。

5

この規約は、平成14年8月1日からこれを施行する。

6

この規約は、平成18年7月1日からこれを施行する。

7

この規約は、平成23年2月11日からこれを施行する。

8

この規約は、平成26年8月29日からこれを施行する。